

質問回答

2019年3月11日

ネパール国連邦制・地方分権に係る情報収集・確認調査」

(公示日:2019年2月27日 / 公示番号:190011)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P.15 (6)最終行「...各事業に共通する公共事業管理等」及び P.24 上から 17 行目「公共事業管理」	公共事業管理の範囲についてお聞きしたい。ここでの公共事業管理は一般的な意味合いでのインフラストラクチャー事業のみではなく、各セクター事業における公共調達を含むということでしょうか。例えば、教育分野や保健分野における建物・資機材の調達手続きにおける公正性や正当性を担保した調達手続きが当該行政機関でなされているかどうかといったことも調査項目となるのでしょうか。「公共事業管理」の業務従事者の業務内容について想定されている範囲をご教示ください。	公共事業管理のご担当者の業務内容は、JICA を中心に、他主要ドナーの主な既往案件及び対象州の主要な案件が直面している課題の抽出と要因分析を行った上で、共通する課題があれば、その対策として実施可能な対策案を、最終的にご提案いただく今後の支援事業案の一つとして出させていただくことを想定しています。 各セクターの行政機関が実施する主要公共事業における公共調達を進めるうえでの課題分析が主要業務内容となります。
2	P.16 (7)「...地域や州ごとの基本的なガバナンスに関連する指標の整理」及び P.18 (6)「...地域や州ごとの基本的なガバナンスに関連する指標の整理」	ガバナンス指標の内容及びデータ入手についてお聞きしたい。まず、ガバナンス指標について、P.18(6)にかからまでの項目を含めてデータ収集を行うよう指示がありますが、提示された世銀や UNDP の報告書ではデータが十分でないことが考えられます。 例えば、世銀のガバナンス指標には「国別政策・制度評価(Country Policy and Institutional Assessment: CPIA)」と「世界ガバナンス指標(Worldwide Governance Indicators: WGI)」があり、基本的には国	世銀ではネパールの連邦制導入に係る支援のニーズアセスメント調査(Capacity Needs Assessment for Federalism)を実施していますので、本報告書分析を進めていただけますようお願いいたします。また、世銀・UNDP の公開データで不十分な場合は、要すれば現地世銀・UNDP 事務所等のヒアリングを通じて追加材料の収集を実施していただけますと幸いです。 他参考資料として、ネパール政府の公開資料は以下のとおりです。

		<p>別のデータとなっています。地域や州ごとのデータ収集はなされていないことが考えられます。それとも世銀は地域・州ごとのデータ収集調査をネパールですで行っているのでしょうか。もし行っているとすれば、世銀のネパール事務所より入手可能と考えますが、～のすべてをカバーできる指標構成となっていないと思われま</p> <p>す。</p> <p>UNDP による指標については主に人間開発報告書で用いられている指標を参考とするということだと考えますが、最新の国別報告書に地域・州別の関連指標がまだない場合には、データのとりまとめは困難となります。また P.16(7)の3行目に「UNDP の各種報告書等の確認を通じて」とありますが、すでに UNDP が当該指標の地域・州別のデータ取りまとめを行っているかどうか、ご存知でしたらご教示ください。</p> <p>それとも現地調査において各当該事務所へのヒアリングで入手すべき情報の一つということでしょうか。</p>	<p>(1) 各省庁の HP 及び政府ポータル https://www.nepal.gov.np/NationalPortal/home</p> <p>(2) ネパール統計局 (Bureau of Statistics) が取りまとめた国勢調査及び経済センサス。2018 年は同国初の経済センサスを実施し(速報公開済み、現在結果公開作業中)、2011 年に実施した国勢調査の結果のデータ(郡レベルを含む)も公開されており HP 上で入手可能です。</p> <p>(3) NASC (National Administrative Staff College) の実施するガバナンス調査 (2017-18) http://www.nasc.org.np/content/nepal-national-governance-survey-201718) 等も実施して報告書をまとめているので、参考にさせていただけると幸いです。</p> <p>(4) 各省庁で持つセクターデータ 例えば国内の主要道路情報は公共インフラ運輸交通省 (MOPIT) からデータ入手は可能です。</p>
3	P.18 (7) 「連邦制・分権化の実施状況・現状の把握」	<p>実態調査の対象地選定についてお聞きしたい。</p> <p>もしも世銀及び UNDP で地域・州別のデータ収集がこれまでになされていない場合、ネパール政府への聞き取りで情報を集めることとなりますが、ネパール政府がガバナンス指標に係るデータ収集を地域ごとにされているとは考えにくく、聞き取り調査では客観的なデータの入手が不十分となることが考えられます。またその時点での各州調査は行わないものと考えます。(6)の情報収集・状況分析を通じて現地調査を行う州を選定することとなっていますが、(6)の作業での収集データが不十分な場</p>	<p>上記2とも関連しますが、入手・比較可能な範囲でのデータ比較の上で、2019 年度第1四半期までには、対象州を決定できればと考えています。進め方は以下のように考えております。</p> <p>(1) 第1回渡航時に世銀、ADB、UN 関係機関の他、統計局、NASC、各セクター省庁からのデータ入手</p> <p>(2) データ比較分析結果を提示。JICAとの協議の上、2回目の渡航時までに対象となる州・地方政府を決定。</p>

		合でも、それをもとに (7)の作業、現地調査の州を選定するということになるのでしょうか。全体期間を考えて期限を決めて、(6)の作業をデータ不十分としても早い時点で取りまとめ、客観的でない情報を参考とせずに第 1 州及びガンダキ州のみを現地調査地とすることでよいのでしょうか。いつまでに州調査の対象を決めるべきか、(6)の作業についてご想定されている期限があればご教示ください。	
4	P.17 現地作業の(2)「JICA が事業を実施している主要セクター(インフラ、教育、上水等 3~4 分野程度)及び P.18 (7) (各セクター(選定された3~4分野)の行政サービス供給の実施状況)	セクターに係る調査について、調査すべきセクターの選定はいつまでに選定されることを想定されているのでしょうか。また想定される選定基準があればご教示ください。 また、P.17(2)に「...、ネパール政府の治安維持に係る実施体制、CDO 及び警察について、...」とありますが、すでに既存情報がある程度あるのでしょうか。それとも本調査においてそのような分野の支援の可能性を検討するということになるのでしょうか。すでに具体的に検討されているのかどうか、ご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象セクターですが、JICA の事業重点分野をもとに、第1回渡航で収集する各州基礎データ比較に基づき判断します。現在インフラ及び教育分野、農業、上下水道等を想定しています。 ● 「ネパール政府の治安維持に係る実施体制、CDO 及び警察について」の情報収集は、JICA 事業を実施する際の CDO・警察・治安セクターの窓口を確認したいとの意図であり、治安セクター支援そのものを行うことを想定しているものではありません。なお、CDO や治安・警察のデマケ、については、現在中央(連邦)政府と州政府の間で調整中との理解です。
5	P.18 現地作業の(7)「計4~6の州・地方政府の現地調査を含む実態調査」、P22 の6-3 の事例 A、事例 B、事例 C	実態調査する2つの州を JICA 側が決めるが、4~6 の地方政府も調査初期に調査団と JICA 側が吟味選択をする必要があるがあることを理解しました。連邦制への移行の過程で予定通りに官僚の配置転換が実現せず、現時点の市政の状況を把握するに当たり、過去50年以上を市として行政を実施してきた市と2年前に合併して連邦制の移行の流れで市になったばかりの市では、市としての行政機能や行政サービスの質という点でもかな	<p>現地調査対象となる地方政府ですが、まず州政府と市または村等合計で4~6程度のサンプルを考えています。また何州を選ぶのかは、例として第1州とガンダキ州(第4州)と記載していますが、これも旅費などを積算いただくための目安であり、現時点で決定しているわけではありません。</p> <p>調査団として重要と考えれば地形の違いや、民族、政治背景、成立背景の違いなどを勘案してご提案いただ</p>

		りの乖離が見られる。実態調査では、同じ Municipality ではあるが、上記のような違いを比較対照する視点でも調査対象の地方行政体を選択する予定なのか。それとも地形的なダイバーシティを反映させ、タライ、丘陵地帯、山岳地帯という観点で選択する予定であるのか、すでに検討されているのであれば伺いたい。	き、JICA とも相談の上で決定していければと考えています。
6	P.36 (3) 定額で計上する経費	現地調査要員の経費が定額ですが、調査要員の出張旅費(交通費、日当、宿泊)も含まれるのか？または別に見積もりを計上していいのでしょうか？	定額で示している現地調査要員の経費には日当、宿泊費、交通費、通信費、消耗品等を含むことを想定していません(金額は、以前、別件で備上したローカル人材等の金額を参考にしています)。
7	P.14 (3)基本的なセクター情報の収集方法・先行調査・既存資料の活用 地方行政等に係る各種法・規定、法案等 「下の法・規定は本調査を進める上で確認が必須の想定であり、基本的に現地で最新版(中略)を入手の上、翻訳を行うこと。 P.15(4) ネパール語の法・規定、関連政府文章等の概要英訳 「(前略)なお、現地語	(1)「正式な翻訳」を必要とする場合の基準について、P.15(4)から、「正式な翻訳」を必要とする場合の基準の目安のひとつは、「現地語版しかない」ことが一つの判断基準になると理解しました。 - たとえば、ドナーの仮訳が存在する場合は、調査で改めて「正式な翻訳」をしないという理解でよろしいでしょうか。 - 「現地語版しかない」という判断基準以外に、現段階で想定されている基準の目安がありましたらご教示下さい。 (2)「正式な翻訳」の分量 現段階で想定されている分量の目安を教えてください。	(1)まず、「たとえば、ドナーの仮訳が存在する場合は、調査で改めて「正式な翻訳」をしないという理解でよろしいでしょうか。」への回答ですが、ケースバイケースです。仮訳(概要訳)で正確な解釈ができる場合は明らかに不要ですが、不明確な解釈が本調査の情報分析上大きな障害になりうる場合は「正式な翻訳」を行ってください。「現地語版しかない」という判断基準以外に、現段階で想定されている基準の目安ですが、「最終的に成立する(した)法が何を意味しているのかを理解できるか否か」が考えられます。この理由は、法案(Bill)時点ではドナーなどの仮訳のあるものも複数あるとの理解ですが、審議等を経て正式に法として成立するプロセスの中で、項目が削られる等も想定されるため、最終的に成立した法・規定の理解が重要との考えからです。なお調査時点で法案しかない場合で、ドナーの仮訳が明らかに正確な解釈ができる場合は、必ずしも「正式な翻

	<p>版しかない法・規定などを翻訳する必要がある場合は、上の現地調査員とは別に、正式な翻訳を行える専門業者などへ依頼を行うこと。</p> <p>P. 17【現地作業(2019年5月上旬～2020年10月中旬)】 (2) 「更に要すれば、ネパール語の法・規定の正式な翻訳も適宜業者に発注して実施する」</p>		<p>訳」は必要ではありません。</p> <p>(2)分量は、現時点では、少なくとも入札説明書に記載している法規定(法案)類について確認、必要に応じて翻訳が必要との理解ですが、調査実施中に、更に必要と調査団で判断されるものがあれば、適宜翻訳していただければと考えます。よって明確ではありませんが、ページ数は数十から最大200ページ程度と想定します。</p>
8	P. 36(3)定額で計上する経費	「現地人材(現地調査要員)備上のための現地再委託に係る経費」は、同人材の地方での調査にかかる費用(日当・宿泊、交通費、その他調査用の消耗品費など)も含めていると考えてよろしいでしょうか。	上6.の回答と同じです。

以上